

## 電子調達システムの導入について

京都営繕事務所においては、平成28年9月から入札公告を行う「**物  
品・役務**」の調達案件から、現在運用している「電子入札システム」から、「電子調達システム（G E P S）」に移行します。つきましては、大変お手数ですが、以下の手順により電子調達システムの利用者登録をお願いします。

### 電子入札システムのICカードをお持ちの方

現在、国土交通省の電子入札システムのICカードをお持ちの方は、電子調達システムにおいても、引き続きICカードを使用することができますので、電子調達システムのポータルサイトにアクセスしてマニュアルを参照のうえ、電子調達システムへの登録手続きを行って下さい。

### 新たに電子調達システムを利用したい方

電子調達システムを新たに使用するためには、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの環境を整え、電子証明書を取得する必要がありますので、以下のURLにアクセスして電子証明書の取得を行って下さい。

[https://www.geps.go.jp/how\\_to\\_use](https://www.geps.go.jp/how_to_use)

### 紙入札で入札に参加したい方

電子調達システムに移行した後も、紙入札参加願いを提出することにより紙入札で入札に参加することができます。

電子調達システムは、別紙の資料のとおり電子契約等の様々な機能を実装していますが、近畿地方整備局においては、当面の間は、電子入札の機能のみを使用する予定としています。システムに関する問い合わせ、操作方法等については、下記連絡先をお願いします。



政府電子調達(GEPS)

<https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク TEL 0570-014-889

FAX 017-731-3178

## 電子調達システムの運用開始について

### 電子調達システムのご紹介

電子調達システムとは、政府が行う、「物品・役務」及び「一部の公共事業」に係る一連の調達手続を電子化するものであり、官民間の調達手続に関する書類をインターネット経由で電子的に行うことが可能になります。また、このシステムは、府省共通のシステムとして物品・役務等の調達に係る窓口が一元化・集中化されることから、利用機関の調達案件であれば統一化された同一の操作で処理を行うことができます。

電子調達システムのサービスは、2014年（平成26年）3月に開始し、利用機関は順次拡大する予定です。

#### 電子調達システムとは：

これまで物品・役務等の入札・開札業務については、一部の府省等において電子化されていた（いわゆる「電子入札システム」）ものの、契約や納入検査、請求については電子化されていませんでした。それが、電子調達システムを利用することにより、これまで電子入札システムで処理していた入札・開札に係る業務も含め、物品・役務等の調達手続に係る一連の業務がインターネット経由で電子的に処理できるようになります。また、電子調達システムは府省共通のシステムとして運用されるものであり、利用機関の調達案件であれば、本システムを窓口として統一化された手続で処理することができます。セキュリティ面においては、電子調達システムでは暗号化技術や電子認証技術を使用し、安全に調達手続が行えるようにしています。契約書等の書類については、原本性を保証したうえで電子調達システム上に保管されます。なお、これらの情報は、電子署名とタイムスタンプ（時刻証明）を組み合わせ、電子文書の真正性をタイムスタンプ局証明書の有効期間（10年以上）保証されます。

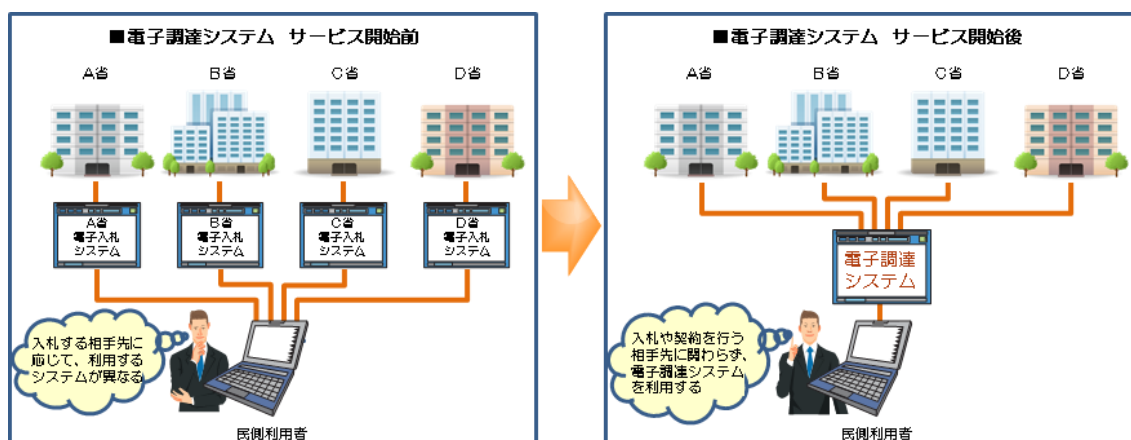


図 電子調達システムサービス開始後の利用イメージ

## 電子調達システムご利用のメリット：

- ・ システムの利用者登録から入札・契約・発注、納入検査、請求などの調達手続に係る一連の業務がインターネット経由で電子的に処理できますので、調達窓口への移動に係る交通費や各種書類を郵送するときの郵送費、書類の保管費などのコストを削減することができます。
- ・ 電子調達システム上で締結される契約書については、電磁的記録により作成されたものであり、実際に文書が作成されていないことから、印紙税法上の課税物件が存在しないことになり、印紙税は課されません。
- ・ 契約書等の書類については、電子署名とタイムスタンプ（時刻証明）を組み合わせることで原本性を保証した上で電子調達システム上に保管され、その真正性は10年以上保証されます。
- ・ これらの契約書等の書類は、必要なときに電子調達システムにアクセスすることで、いつでも参照することが可能です。
- ・ 利用機関の調達案件であれば、統一化された同一の操作で入札・契約業務等が行えます。さらに、府省等ごとに利用者登録を行う必要がなくなるなど、業務の効率化や利便性の向上が図れます。
- ・ 24時間365日いつでも利用できます（システムメンテナンス時を除きます。）。

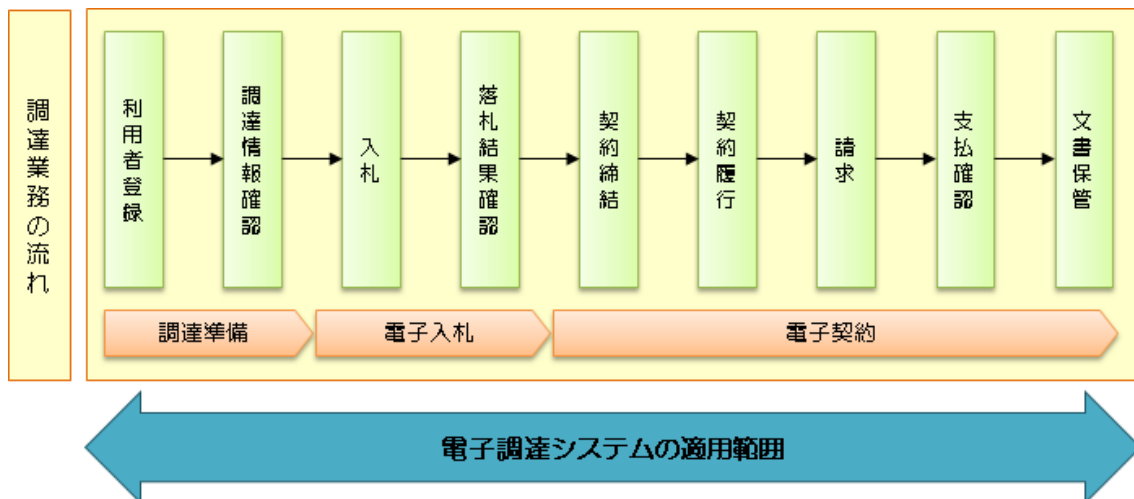


図 電子調達システムの適用範囲

対象契約 :

「物品役務」及び「一部の公共事業」の調達における入札・開札・発注、契約、納入検査、請求などの調達手続きに係る一連の業務が対象となります。

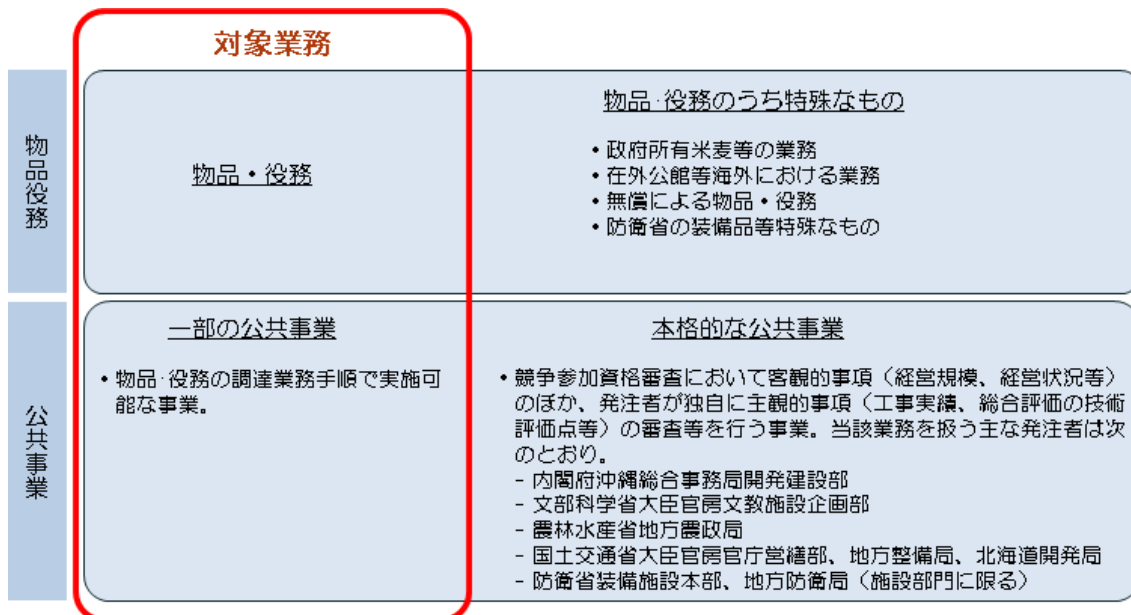


図 電子調達システムの対象業務

利用時間：

24 時間 365 日（ただし、メンテナンス時間を除きます。）

利用機関（府省等）：

電子調達システムを利用する府省は、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、最高裁判所です（平成 25 年 12 月 1 日現在）